後期高齢者医療制度（75歳以上）の方・ご家族へ

# 保険料・窓口負担 判定の確認シート

手元の書類に書かれた負担割合や、保険料の通知書の内容を書き写し、厚生労働省と法令の基準と見比べて、わからない点を窓口に聞くための紙です。
保険料や負担割合を計算・判定する紙ではありません。

### このシートの使い方（4ページ）

1. 負担割合が書かれた書類（被保険者証・資格確認書など）と、保険料の通知書を手元にそろえる。
2. 2ページ目で、窓口負担1割・2割・3割の判定基準の表と、書かれている負担割合を見比べる。
3. 3ページ目で、保険料の通知書の項目を書き写し、軽減の確認と納め方の確認をする。
4. わからない点は4ページ目に書き出し、お住まいの都道府県の広域連合か、市区町村の後期高齢者医療の窓口で確かめる。

### 後期高齢者医療の保険料の決まり方（厚生労働省・施行令第18条）

**医療分（基礎賦課額）**
均等割額（被保険者全員が負担）＋所得割額（基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率）

**子ども分（令和8年度から）**
子ども・子育て支援納付金賦課額。こちらも均等割額＋所得割額。令和9年度の率は令和8年度末までに決まる

**軽減**
世帯の所得が一定以下だと、均等割が7割・5割・2割軽減。元被扶養者は、7割・5割の軽減に当たらない場合に、資格取得後2年を経過する月まで均等割5割軽減で、所得割はなし

**上限（賦課限度額）**
令和8年度分から、医療分85万円、子ども分2万1千円（令和7年度は80万円）

**率を決めるのは広域連合**
均等割額・所得割率は、後期高齢者医療広域連合が条例で決め、広域連合の区域内では同じ（離島など一部の地域を除く）。2年ごとに改定される。保険料を徴収するのは市町村。

### このシートでわかること

- 保険料が「均等割＋所得割」（令和8年度からは子ども分も）でできていること。
- 窓口負担1割・2割・3割の判定基準（課税所得・年金収入などの基準）。
- 手元の書類のどこを見て、誰に聞けばよいか。

### このシートでわからないこと

- 自分の保険料がいくらか、どの負担割合になるか（個別のことは窓口へ）。
- 軽減に当たるかどうか（判定の所得基準は年度の見直しで変わるため、金額を載せていません）。
- 医療の受診の相談（かかりつけの医療機関へ）。

### わが家のメモ

お住まいの都道府県の後期高齢者医療広域連合：

確認する年度：令和　　年度　／　今回確かめたいこと：

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera）　www.fureaino-oka.com/kaigo/koukikourei-hokenryou
個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令（2026年10月22日確認）をもとにした一般的な確認シートで、保険料や負担割合を計算・判定するものではありません。個人の保険料・負担割合・軽減に当たるかなど個別のことは、お住まいの都道府県の後期高齢者医療広域連合か、市区町村の後期高齢者医療の窓口に確かめてください。

# 後期高齢者の保険料・窓口負担 判定の確認シート

窓口負担 1割・2割・3割の判定基準と、確かめる順番

## 窓口負担割合の判定基準

厚生労働省の表。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条の数字と照合

| 負担割合 | 区分 | 判定基準（課税所得） | 収入・年金収入などの基準 |
|---|---|---|---|
| 3割 | 現役並み所得者 | 課税所得145万円以上 | 収入が単身世帯で約383万円以上、複数世帯で約520万円以上 |
| 2割 | 一定以上所得者 | 課税所得28万円以上 | 「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で約200万円以上、複数世帯で合計320万円以上 |
| 1割 | 一般 | 課税所得28万円未満（住民税が課税されている世帯で「一定以上所得」以外） | － |
| 1割 | 低所得Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税 | 年収が約80万円超 |
| 1割 | 低所得Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税 | 年収が約80万円以下 |

表の年収は、単身世帯を前提にモデル的に計算した目安です。施行令は、2割・3割の基準を、世帯の収入や所得が一定の額に満たない人と、市町村民税世帯非課税者には適用しないと定めています。同じ世帯に他の被保険者がいない場合は、2割の判定が200万円・3割の判定が383万円、いる場合は320万円・520万円です。表にない条件もあります（3割の適用除外には、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が210万円以下の人などもあります〈施行令第7条第5項〉）。判定は広域連合に確かめてください。表は令和4年に作られた厚生労働省の資料の判定基準を、現行の施行令の数字と照合したものです。

## 確かめる順番

終わったら✓。数字は計算せず、書かれていることを写すだけ

| ✓ | やること | メモ |
|---|---|---|
| ☐ | 手元の書類（被保険者証・資格確認書など）に負担割合が書かれているかを見る。書類での確かめ方は広域連合に確かめる。 | 書かれている割合： |
| ☐ | 同じ世帯に、ほかの後期高齢者医療の被保険者がいるかを確かめる（収入の基準が、いない場合は200万円・383万円、いる場合は320万円・520万円になる）。 | 世帯の被保険者：　人 |
| ☐ | 判定に使う年の所得を、手元の書類（年金の通知・住民税の通知書など）で確かめる。療養を受ける日が1月～7月の場合は前々年の所得。遺族年金・障害年金は「年金収入」に含まれない。 | 確かめた年： |
| ☐ | 上の表と見比べ、当てはまりそうな行に印をつける。表にない条件もあるため、実際の判定は広域連合に確かめる。 | 当てはまりそう： |
| ☐ | 書かれている割合と違う・わからない点は、4ページ目に書き出して窓口で確かめる。 | 窓口で聞くこと→4ページ |

### 見落としやすい点（厚生労働省・施行令第7条）

- 2割かどうかは「課税所得」と「年金収入とその他の所得金額の合計額」をもとに、**世帯単位**で判定される。
- 遺族年金や障害年金は「年金収入」には含まれない。
- 判定は、療養を受ける日の属する年の**前年**の所得で行う（1月～7月は前々年）。

### 配慮措置の終了と外来の上限（厚生労働省）

- 2割の方の外来の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置は、令和7年（2025年）9月30日で終了した。
- 外来の上限額は令和8年8月診療分から見直されている。金額は書かず、高額療養費の自己負担限度額表（www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-ryouyouhi）で確かめる。

### 窓口で払う割合の決まり方（高齢者の医療の確保に関する法律第67条）

療養の給付に要する費用の額に、百分の十（1割）・百分の二十（2割）・百分の三十（3割）のいずれかを掛けた額を、一部負担金として医療機関等の窓口で払う。2割・3割になる所得の額は政令で定める。

### メモ

確かめた日：令和　年　月　日　／　わかったこと：

窓口で聞くこと：

**発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera）** www.fureaino-oka.com/kaigo/koukikourei-hokenryou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令（2026年10月22日確認）をもとにした一般的な確認シートで、保険料や負担割合を計算・判定するものではありません。個人の保険料・負担割合・軽減に当たるかなど個別のことは、お住まいの都道府県の後期高齢者医療広域連合か、市区町村の後期高齢者医療の窓口に確かめてください。

# 後期高齢者の保険料・窓口負担 判定の確認シート

保険料の通知書の書き写し・軽減の確認・納め方の確認

## 保険料の通知書から書き写す

広域連合・市区町村から届く通知書。計算はせず、載っている内容を写す。項目が見つからなければ窓口で聞く

| | |
|---|---|
| **年度** | どの年度の通知書か |
| **医療分の均等割額** | 通知書に載っている額を書き写す |
| **医療分の所得割額（または所得割率）** | 通知書に載っている額・率を書き写す |
| **子ども分の均等割額・所得割額（令和8年度～）** | 通知書に載っていれば書き写す |
| **軽減の割合（7割・5割・2割）や元被扶養者の減額** | 通知書に載っている軽減の項目を書き写す |
| **年間の保険料額** | 通知書に載っている額を書き写す |
| **納め方と納期** | 年金から天引き／納付書／口座振替、納期・回数 |

## 軽減・上限の確認

当てはまりそうなものに✓。判定の所得基準の金額は年度で変わるため載せていない。窓口で確かめる

| ✓ | 確認すること（厚生労働省・施行令第18条） |
|---|---|
| ☐ | 世帯の所得が一定以下の場合は、均等割の7割・5割・2割が軽減される（判定は、被保険者・世帯主・同じ世帯の他の被保険者の所得を合算）。当てはまるか、軽減が通知書に反映されているかを窓口で確かめる |
| ☐ | 後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった人は、7割・5割の軽減に当たらない場合に、資格取得後2年を経過する月まで、所得にかかわらず均等割が5割軽減され、所得割は賦課されない。該当するか窓口で確かめる |
| ☐ | 年間の賦課限度額は、令和8年度分から医療分が85万円、子ども分が2万1千円（施行令第18条。令和7年度は80万円）。通知書の額がこれを超えていないかを見る |

## 納め方の確認

通知書で確かめて✓

| ✓ | 納め方 | 決まり（高齢者の医療の確保に関する法律・施行令） |
|---|---|---|
| ☐ | **年金から天引き（特別徴収）** | 老齢等年金給付を受ける被保険者のうち、政令で定める人を除いて、年金から天引きで徴収される。 |
| ☐ | **納付書（普通徴収）** | 天引きにならない場合は、市町村が納入の通知をして徴収する。納期は市町村の条例で定められる。被保険者本人のほか、同じ世帯の世帯主と、被保険者の配偶者の一方も連帯して納付する義務を負う（法第108条）。 |
| ☐ | **口座振替** | 口座振替を申し出て、普通徴収のほうが円滑に徴収できると市町村が認めた被保険者は、特別徴収の対象にならない（施行令第23条）。 |

**全国平均（参考）：保険料率は広域連合ごとに違い、平均は自分の保険料の目安になりません**

厚生労働省（令和8年4月10日公表）の全国平均は、医療分で均等割が年56,083円（令和6・7年度は50,389円）、所得割率が10.17%（同10.21%）、被保険者一人当たり平均保険料額が月額7,989円（見込み。令和6・7年度は実績で月額7,411円）。令和8年度の子ども分は均等割が年1,351円、所得割率が0.25%、月額194円（見込み）。令和8・9年度・子ども分の平均保険料額は各広域連合の条例改正時の見込額で、実際に課される保険料額の平均値とは異なる。令和9年度の子ども分の保険料率は、令和8年度末までに各広域連合の議会で決まる。

**メモ**

通知書が届いた日／納期の日：

わからない項目：

**発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera）** www.fureaino-oka.com/kaigo/koukikourei-hokenryou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令（2026年10月22日確認）をもとにした一般的な確認シートで、保険料や負担割合を計算・判定するものではありません。個人の保険料・負担割合・軽減に当たるかなど個別のことは、お住まいの都道府県の後期高齢者医療広域連合か、市区町村の後期高齢者医療の窓口に確かめてください。

# 後期高齢者の保険料・窓口負担 判定の確認シート

調べ先メモ(広域連合・市区町村)と出典

## 問い合わせ先 厚生労働省のお問い合わせ先の案内どおり

お住まいの都道府県の後期高齢者医療広域連合、または、市区町村の後期高齢者医療の窓口に問い合わせる。広域連合のページは、厚生労働省「高齢者医療制度」(www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/koukikourei/index.html)に都道府県別の一覧がある。

問い合わせ先の名称(広域連合／市区町村):

窓口の場所・受付時間・持っていくもの:

問い合わせた日:令和　年　月　日　／ 応対した人(名前):

## 聞くことのメモ 聞いたら✓、答えは右のメモへ

| ✓ | 聞くこと | 答えのメモ |
|---|---|---|
| ☐ | 手元の書類に書かれている負担割合(　割)は、世帯の所得などから見て合っているか | |
| ☐ | 保険料の通知書の項目(　　)の意味と、金額の出どころ | |
| ☐ | 均等割の軽減(7割・5割・2割)や元被扶養者の減額に当たるか、通知書に反映されているか | |
| ☐ | 納め方(年金天引き・納付書・口座振替)と、納期・納付回数。変えるときの手続き | |
| ☐ | そのほか: | |

### 次にやること(ふれあいの丘のページ)

- 医療費が高額になったときの1か月の上限額:www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-ryouyouhi
- 資格確認書・マイナ保険証の扱い:www.fureaino-oka.com/kaigo/shikaku-kakuninsho
- 介護保険料(65歳以上)の段階:www.fureaino-oka.com/kaigo/hokenryou-65

### 払った保険料の税金上の扱い

社会保険料控除など税金の扱いは、www.fureaino-oka.com/kaigo/shakai-hokenryou-koujo で確かめられる。税額の計算や個別の判断は、税務署や税理士に確かめる。

### 出典(2026年10月22日確認)

・厚生労働省 報道発表「後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率について」(令和8年4月10日)と同資料(PDF)

・厚生労働省「後期高齢者医療の保険料について」(PDF・令和6年度の資料)、「医療費の自己負担について」(PDF・令和4年の資料)

・厚生労働省「後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)」、「高齢者医療制度」(広域連合のページ・お問い合わせ先)

・高齢者の医療の確保に関する法律(第50条～第52条・第67条・第99条・第104条～第109条)・同施行令(第7条・第18条・第23条)(e-Gov 法令検索)

一般的な確認シートです。保険料率や制度は、年度や法改正で変わります。個人の保険料・負担割合・軽減に当たるかなど個別のことは、広域連合か市区町村の窓口に確かめてください。医療の受診については、かかりつけの医療機関に相談してください。

**発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera)** www.fureaino-oka.com/kaigo/koukikourei-hokenryou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令(2026年10月22日確認)をもとにした一般的な確認シートで、保険料や負担割合を計算・判定するものではありません。個人の保険料・負担割合・軽減に当たるかなど個別のことは、お住まいの都道府県の後期高齢者医療広域連合か、市区町村の後期高齢者医療の窓口に確かめてください。